

令和元年度(2019年度)第3回北海道子どもの未来づくり審議会  
子ども・子育て支援部会 議事録

日 時：令和元年(2019年)12月13日(金) 18:00~19:20  
場 所：かでる2・7 1040会議室  
出席者：別添「出席者名簿」のとおり  
議 題：別添「次第」のとおり

開 会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

定刻になりましたので、ただいまから「令和元年度第3回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども子育て支援課主幹の菊谷です。どうぞよろしく申し上げます。これ以降、座って進めさせていただきます。

まず、子ども未来推進局子ども子育て支援課、鈴木課長からご挨拶を申し上げます。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

皆様、お疲れ様です。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

前回、10月28日に、この部会を開催させていただきました。その後、審議会を開催いたしまして、「子ども未来づくり計画」の素案を、昨日、閉会いたしました道議会第4回定例会に報告したところです。

本日は、計画の一部であります「保育の量の見込み及び確保方策」について、市町村から取りまとめた数値の状況などをご説明し、御審議いただき、その後、12月中にパブリックコメントを実施して、道民の皆様から、御意見を求めてまいりたいと考えています。

また、保育士等の配置特例に関して見直しを検討しておりまして、市町村や事業所などからの調査結果を資料としてお配りしていますので、後ほど説明させていただきます、皆様のお考えを伺いたいと思いますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

審議会成立等

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

本日は、小田委員、松本委員、前田委員、末原委員、善岡委員、池部委員、神林委員の7名の委員から、所用により欠席する旨の連絡をいただいております。現時点で、委員総数17名のうち10名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づ

くりのための少子化対策推進条例第 27 条第 2 項の規定に基づき本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿、配席図、事務局等名簿です。次に、審議事項に係る資料として、「道計画における量の見込み及び確保方策について」、「保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について」、「量の見込み及び確保方策（全市）」をお配りしております。不足などがございましたら、お申し付けください。

続きまして、本日の会議の日程ですが、資料名と同じになりますが、審議事項として「道計画における量の見込み及び確保方策について」、「保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について」となっています。

なお、終了時間は 19 時を予定しております。それでは、これ以降の議事につきまして、松本会長をお願いいたします。

## 審議 1

### 【松本会長】

皆さん今晚は、ご多用のところ、また、遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日の議事は 2 点です。今、お話がありましたように、「道計画における量の見込み及び確保方策について」、「保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について」、となっています。

1 点目は、前回の部会の時に、まだ各市町村からの積み上げがそろっていないくて、中身が不確定な状態であったということで、目途がついた時点で年内にもう一度この会議で確認したいということでした。後で説明をいただきますが、まだ不確定な部分が残っておりますけれども、それを残しつつ、こういう形でパブコメを行って良いかどうか、ということをご確認いただきたいと考えておりますので、その観点からご意見等いただければと思います。それでは、説明をよろしく申し上げます。

## 説明

### 【子ども子育て支援課 高木主査】

子ども子育て支援課保育・育成グループの高木です。本日はよろしくようお願いいたします。

まず 1 点目の「道計画における量の見込み及び確保方策について」、説明させていただきます。この計画は、子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村と都道府県が策定する「子ども子育て支援事業計画」のことですが、11 月時点における市町村の目標数を取りまとめましたので、この数値を道計画に掲載して、この後、パブリックコメントを行いたいと考えております。

なお、今年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施や、国の計画策定のための基本

指針の公布が半年遅れるなどの影響により、市町村における計画策定の作業が遅れておりまして、計画の数値について概ね決定しているという市町村は43市町村に留まっており、1月くらいまでは数値が流動的な状況で、現時点での暫定数値ということでご承知おきいただければと思います。今回の審議では、数値の部分ではなく、道計画における数値の見せ方について、皆様にご審議いただければと思います。

それでは資料の1ページをご覧ください。1番の「幼稚園・預かり保育の利用希望について」ですが、市町村の計画の策定に当たっては、内閣府から示されている「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえ作成することとされており、その中に、「共働き等家庭の子どもの幼稚園・預かり保育の利用希望については、1号認定とは区分し適切に量の見込みを算出した上で、幼稚園の認定こども園への移行又は幼稚園における長時間及び通年の預かり保育により適切に提供体制の確保を講じること」とされたところです。ここでいう「共働き等家庭の子どもの幼稚園・預かり保育の利用希望」というのは、計画の量の見込みでは、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として算出されます。

そもそも見込み量の算出方法が、どのように市町村で算出されているのかということが、2番以降の記載になっております。まず、①ですが、市町村がアンケート調査を通じて、子どもがいる世帯の就労状況や保育サービス利用実態、利用意向を把握します。次に、②ですが、アンケート調査の結果から、子どもの年齢区分ごとに分けて、さらに就労実態を踏まえた分類を行い、家庭類型を算出します。類型は、共働きでフルタイムで両親が働いているパターン、フルタイムとパートタイム、専業主婦（夫）の世帯、ひとり親家庭など8分類となります。次に、③ですが、この家庭類型にさらにパートからフルタイムへの転換希望などの意向もアンケートの中で聞いていますが、そういったものを反映して、潜在家庭類型を算出しています。次に、④ですが、アンケート調査回答の保育サービスの利用状況で、幼稚園を使いたい、保育所を使いたいという利用意向率を算出し、就学前の児童の推計児童数を市町村ごとに算出していますので、推計児童数に潜在家庭類型と利用意向率をかけ合わせ、量の見込みを算出する仕組みになっています。

その結果、4つの分類となりますが、1号認定は3歳から就学前の子どもで、幼稚園や認定こども園を利用する方、2号認定は3歳から就学前の子どものうち、両親が共働きなど、保育の利用が必要な子どもで、幼稚園と預かり保育、認定こども園、保育所を利用することが見込まれる方、3号認定は、3歳未満の子どものうち、保育の利用が必要な子どもで、認定こども園、保育所、地域型保育などの利用が見込まれる方となります。

2ページをご覧ください。冒頭お話ししました、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」というのは、このアンケート調査の分類の中では、家庭類型として、ひとり親家庭や共働き家庭で、保育の必要性がある世帯、子どもの年齢は3歳以上のみ、利用している事業は幼稚園を抽出した数字が「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として量の見込みに算出される仕組みとなっています。現行の3期計画では、「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」というのは、新制度では幼稚園を利用する児童は1号認定を受けることから、量の見込み及び確保方策についても1号認定として整理しているところです。右の表に、現行計画の平成31年度の数値を掲載しております。この表の、量の見込みの1号認定61,541という数値の中に教育ニーズの子どもが含まれるということ

で整理をしています。

次に、2号の教育ニーズについてですが、学校の教育を希望する方の確保方策の設定の方法ということで、4番以降に記載しています。原則としまして、幼稚園の認定子ども園への移行により確保する場合は2号認定に計上して、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は1号認定に計上して、1号認定と2号認定の適切な提供体制の確保が図られるよう留意することといった記載があります。難しい表現となっていますが、左下に、「国の新たな確保方策のイメージ」を表に記載しています。量の見込みの2号認定の「幼児期の学校教育を希望する子ども」というところが100となっています。この100の子どもに対する確保方策としまして、国の指針では、1号認定の幼稚園及び預かり保育ということで50、2号の認定子ども園と幼稚園と保育所で50となっております。それぞれを50ずつ振り分けて、確保方策を整理するようというのが国の指針です。

右の方が、現行の北海道の計画の確保方策のイメージです。北海道は、先ほど説明したとおり、教育ニーズの2号認定は、1号の量の見込みの中に全部含まれておりますので、矢印は単純に下の方に引っ張られて、認定こども園、幼稚園、保育所の確保方策で対応するという表記になっています。

次に、4ページをご覧ください。こちらは国が示している計画掲載イメージで、それぞれの欄にどのような数値を記載するのか、留意事項に記載されています。2号認定の量の見込み欄が、教育ニーズと保育ニーズに分かれた表記となっています。

次に、5ページをご覧ください。現行の道計画の掲載イメージです。こちらは1号認定のところに2号の教育ニーズを含めた掲載となっております。

どちらの計画でも、確保方策に「幼稚園及び預かり保育」という欄を新たに追加した形でイメージを作っています。

掲載イメージを踏まえた形で実際の数値を入れたものが、6ページ以降の表となります。6ページは、北海道の計画のイメージで数値を記載したパターンとなります。デメリットとしましては、預かり保育のニーズが把握できないことです。

次に、7ページですが、国の計画イメージに数値を入れたものです。この表から、令和2年度の2号認定の教育ニーズは14,848、保育ニーズは47,063ということになります。確保方策は2つに分かれ、先ほどお伝えしたとおり、預かり保育や認定こども園に計上されるという整理です。国のイメージのデメリットとしましては、例えば令和2年度の2号認定の量の見込みは、教育ニーズの14,848と保育ニーズの47,063の合計61,911となり、これに対する確保方策は、合計欄の58,761ですから、見込みに対して確保の数値が不足しているように見えます。これは、1号の預かり保育に、14,848の教育ニーズの確保方策が計上されるため、4,489と58,761を足しますと、確保数は63,250となり、見込み数を上回っておりますが、1号と2号の量の見込みの比較をしなければならず、複雑になってしまいます。

当課の考えとしましては、市町村計画には、教育ニーズの見込みと確保の数字を適切に見込んでいただく必要があると考えておりますが、道計画については、それぞれの認定の全体の傾向や、需要と供給のバランスが一見して分かれば十分であると考えており、道民の皆様から見ても分かりやすい表記になると考えられるため、これまでと同様に、教育ニーズの2号認定は1号認定に含める扱いとしてはどうかと考えております。

なお、道内市町村が策定しております計画ですが、札幌市、富良野市、小樽市、函館市の計画がパブリックコメントに出されていまして、参考に配付しております。市町村の計画では、教育ニーズは適切に算出されていると思われま

す。次に、8ページをご覧ください。地域子ども子育て支援事業の目標事業量等について記載しています。基本的な項目は、「時間外保育」や「病児・病後児保育」など、現行の計画と同様にしたいと考えておりますが、「一時預かり事業」については、預かり保育の確保方策を明確にするため、幼稚園型と、それ以外の一時預かり事業の内訳を設けました。さらに、「利用者支援事業」についても、国の考え方で、基本型・特定型と母子保健型を分けて確保方策を計上することとなっておりますので、こちらも内訳をお示ししたいと考えております。

最後になりますが、3ページをご覧ください。前回の当部会におきまして、白井委員からご意見をいただきました新2号認定の計画への反映に関して説明いたします。新2号認定は、今年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育や認可外保育などで、無償化を受けるために受けなければならない認定です。認定要件や対象は表にあるとおりです。中央に記載しています、預かり保育を利用される方の認定についてです。預かり保育というのは幼稚園に在籍している児童に対し、その教育時間の前後に行われる保育のことを、新制度では指しています。このため、幼稚園の利用が前提となりますので、基本的には1号認定をまず受けていただいた上で、預かり保育の無償化の給付を受けるために、新2号の認定を受けるということになりました。1号認定プラス新2号の組み合わせで認定を受けている方が、大勢いると思います。このことを計画へ反映する場合、幼児期の学校教育の利用希望が強い教育ニーズの方は、必ずしも預かり保育だけでなく、認定こども園を利用される方もいますので、その場合は1号と新2号の組み合わせではなくて、2号認定のパターンもありますので、新2号認定の計画への反映が難しいと思います。実際に教育ニーズの新2号を受けようかどうかを把握しようという場合には、追加で市町村が調査をしなければならないということもあり、今回の計画への反映は困難であると考えています。

私からの説明は以上ですが、引き続きまして人材の確保について、説明いたします。

#### 【地域福祉課 穂坂主査】

地域福祉課の穂坂と申します。保育士の人材確保を担当しております。

資料8ページの下段をご覧ください。特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数についてです。こちらは、教育や保育を必要とする子どもに対する確保方策について先ほどから説明しておりますが、それに対して必要と見込まれる保育者、保育教諭や幼稚園教諭、保育士の数を記載しています。こちらは見込み量の数値をベースとして算出することになるのですが、現時点で、見込み量が確定していないことと、配置の実態を把握するために、前回の計画でも厚生労働省の「社会福祉施設等調査」の結果を使用しているのですが、調査結果の公表が例年よりも遅れていまして、現時点で未公表となっておりますことから、本日お示ししております当該数値につきましては、確定値ではなく、現段階の確保方策を参考に算出した数値となっております。今後、調査結果や、市町村の見込み数の確定値が出ましたら、確定値に基づいて最終的な修正を行う予定です。今回は、暫定数値となっていることをあらかじめご承知おき下さい。私から

の説明は以上です。

**【松本会長】**

ありがとうございます。ただいまのご説明は、量の見込みと確保方策についてということでした。基本的には、従前と同様の掲載の方法でパブコメを行いたいということです。数字については、これまでの実績を踏まえての見込みであり、最終的には変動する可能性があるということによろしいでしょうか。

私も、説明が分かりにくかったのですが、そこを含めて、あるいは、こういう形でパブコメを求めるといことも含めて、ご意見、ご質問等ございませんか。

品川委員お願いします。

**【品川委員】**

ご説明ありがとうございました。6ページと7ページで、国の量の見込みの分類の仕方等が変わっているということした。1号認定は、基本的に短時間保育で4時間の保育が必要で、あとは預かりでいいですよという人が1号になります。2号認定は、ここでいうと、教育で保育が必要ということになるので、認定子ども園ですとか、そういう形の方だと思うのですが、国はそこをはっきり分けています。

道は、分けなくて、教育が必要でも長時間保育できれば一緒に整理してしまうことで良いのではないかという考え方だと思います。これは後の経過措置とも関係することだと思うのですが、2号認定を多くするとそれだけ保育教諭が必要になってくるとか、1号の預かりであれば今の経過措置で保育士資格が無くても、支援員を受ければ、預かりに当てられるので何とかなる、という問題があると思うのです。

本当は、全ての子どもが質の高い保育を受けられる状況になれば、預かりではなくてきちんと教育課程上にある時間の中で必要な保育を確保するというのが、理想だとは思っているのです。現状の保育士不足の中で、それは難しいということは、私も分かるのですが、それでは、どういうふうにしていくのか、道は、そのために何を見込みながらやっていくのか。つまりは、これが一番良いというのが、保育を必要とする人にちゃんと保育を行き届かせるようするというのが大前提だと思うので、それをやるためには、将来的には人の確保も含めて、できるだけきめ細かくやっつけていこうと思っっているのかというのが、今の話だとちょっと分かりにくいかなと。最初の累計は、フルタイムとパートで分けているということなのですが、ここにはそこが見えてこないのです。もしかしたら、道民の方の中には、1号と書いているけど、長時間の保育で仕方ないけど、本当はきちんと教育時間が4時間中心のものがあって、その後をケアの部分で10時間保育してもらった方が本当はいいのですというニーズがどれ位で、うちは4時間で良くて、週2回だけ預かってもらえばいいのですというニーズがどれ位あるのか、ということが見えないうと。その辺りは実態としてどうでしょうか。

**【松本会長】**

いかがでしょうか。

**【子ども子育て支援課 高木主査】**

ニーズ調査は、保護者の方たちの潜在的なニーズも含めた形での見込み量ということで、国から示されているところです。ただ、7ページの、国の確保方策の、14,848という2号の教育ニーズの方達の保育ニーズに、十分に対応できているかということにつきましては、確保方策の預かり保育は、今回、新しく追加になっていますが、数字に計上できる預かり保育というのは1日11時間以上、かつ、夏休みと冬休みも通年で実施しますということを、計画として数字を載せることができますと、国は整理しています。数値は4,489、5,640で、14,848に対して見ると、預かり保育が十分ではないのかなと思います。ただ、2号認定を受ける方がどれ位いるのかは、市町村レベルでは見えているとは思うのですけれども、積み上げになる北海道の計画では、難しくなるのかなと思います。

**【松本会長】**

品川委員いかがでしょうか。

**【品川委員】**

私が話してるのは、どちらかというと、多分、理想系だと思うのです。むしろ、実際の認定子ども園の先生たちがどのようにお考えなのか聞かせていただいて、できるだけ現場の先生の実態や声を反映させる形で、進められるといいかなと思うのです。

**【松本会長】**

白井委員お願いします。

**【白井委員】**

白井です。実際にアンケートを取った時期が古過ぎるということもあって、新2号という規定ができてからのアンケートというのは間に合わなかったもので、名寄市では、この度、新たにアンケートを取り直したのです。それで、幼稚園のままの預かりでいいのか、それとも、2号認定になりたくて、保育所又は幼稚園、認定こども園を利用したいのかということの、細かく数字が出るところを調べて、実態に合ったニーズに沿って市町村計画を立てたいということになりました。

もしかしたら、修正ということになってくるかもしれないのですが、他の市町村も、これから修正がどんどん出てくるのかなと思うのです。ただ、分け方として国の分け方も、少しおかしいと思うのですけど。3歳以上は、幼児教育も必要であり保育も必要なので、保育と教育を分けるというのが、おかしな話だと思ったのです。

ここでいう、保育を必要とする子どもは、11時間や12時間の開所を求めている人たちのニーズと捉えるべきなのかなと思いますが、幼稚園プラス預かり保育を利用する新2号の子は、10時間、11時間というのはあまり求めていない方たちが多くて、パートや、夏休みや冬休みは、割と自由に休みが取れるというような方たちのニーズがあるのかなと思うのですけれども。道で示している方式だと、幼稚園の1号認定の預かり保育というのは、300日12時間必要としない施設でも、十分預かりが間に合うという数字なのかなと私は見ていたのですが。ただ、短時間だからといって、保育者の数が手薄であったり、資格者が1人いれば子育て支援員でいいよという、子どもが30人以上、60人も70

人もいるのに、有資格者が1人で補助員が何人かいるということでは、質の向上にはならないなと思っているのです。その点は、1号認定の預かりの保育者数というのを改善していけば、改善できる部分なのかなとは思いますが。

名寄市内の幼稚園で、預かり保育を行っている園の担当者が、市は、幼稚園型認定こども園になっていただいて、2号と1号を受けるキャパシティーになってほしいとお願いしているのですが、やはり2号認定を受けるということは、12時間開所を確保しなければならない、土曜日も開所を確保しなければならない中で、そこまでのニーズが無いという実態もあるので、認定こども園や保育所を増やすことが、認定こども園や保育所が足りないという形になるよりは、この見せ方の方が、すっきりするのかなと個人的には思っています。

**【松本会長】**

他いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

**【山田委員】**

私の孫が、実際に、このお話に該当すると思っていますけど、娘夫婦がフルタイムで働いていて、上の子が市立の幼稚園に行って預かり保育を利用しています。そういう方も中にはいると思うのですが、その辺りが数字の中に埋もれてしまうのはどうかなと思って聞いていました。今後の、品川先生もおっしゃっていましたが、預かり保育の質の向上とか、そういうことを、今後、考えるきっかけになるような数字が、見える化していくような形を求めているのかなと思いました。

**【松本会長】**

山田委員の意見は、14,848が見えるような形ということですね。

**【山田委員】**

はい。

**【松本会長】**

他いかがですか。木村委員、お願いします。

**【木村委員】**

認定こども園ということなので、見せ方としては、お話された14,848が見えた方がいいだろうとは思いますが、どこまでが埋もれて、どこまでが明らかになるのかというのは、表の書き方が非常に難しいところがあります。今、求められているのが、1号のニーズがどの位あって、それに対して受け入れ体制はどんな種類で、どこまで数がきちんとありますか、というところの、AイコールBという数字が合えばいい、しっかりと確保されていけばいいということが今回の目的で、それ以外の受け方については、個別の対応策の中での議論になってくるのかなと思っています。2号認定という言葉になっていますけど、基本的には、2号プラス新2号がこの数なのだということですので、7ページに記載されている方が見やすく、今後の政策を検討する時にも便利かなとは思

います。

**【松本会長】**

どちらも一長一短ということですので、お話を加えながらですけども、14,848 がきちっと見えるようにということであれば、例えば、この原案の6ページの、下に注で例えば56,472の中に、その下に注意書きで14,848を含むというふうに内訳で書くと。そうすると、漏れがなく峻別できますし、何も知らない人が見た時には、見やすいかなと思います。7ページに記載するのであれば線の引き方を工夫して1,624と14,848の間の線を少し薄くして、14,848と47,063の間の線を少し濃くして、58,761がどこを合計したものかですとか、そういうことが、線の引き方でかなり工夫ができるようにも思います。どちらもやっていることは同じだと思いますけれども、そういう工夫をして、7ページの2号認定の14,848は、合計としては左の方に入ってくるということですので、分かるような線の引き方とか、テクニカルなことで対応できるのではないかなとは思いますが。見せ方という点だけでいうと、見た人が特に7ページの表で見ると混乱するというのが短所というお話でしたし、6ページの表だと、預かり保育の14,848が見えにくいということが短所だということでしたね。それは、テクニカルな工夫でやれると思いますので、6ページなら内数で含むということにして、7ページなら線の引き方を工夫すると。どちらの方が、知らない人が見た時に分かるのか、パブコメでご覧になった方が分かるということが大事だと思いますので、あとは工夫していただくことにしませんか、いかがですか。それで、表のつくり方そのものは、数字をシンプルに分かりやすく作ることができると思います。6ページと7ページのどちらかでなくてもいいと思います。ただ、この数字をどういうふうに考えるのかということ自体は、我々もきちっと議論をしていかなければならないところがあって、今日のご意見は、そういう観点からのご意見が多かったと思います。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

ご意見をいただいたところですけども、パブコメに関しては、現時点でどちらかで見せ方を工夫したいと思いますが、作業がパブコメに間に合うかどうか微妙なところです。いずれにしろ、次回の案をお示りする段階では、どちらかの形で見せ方を整理したいと思いますが、パブコメの時は現行の表記ということによろしいでしょうか。

**【松本会長】**

間に合わないというような、そんなに膨大なことですか。数字が出ているのでしたら、注意書きをしていくとか、パソコンで上手にやるかということですけど。そんなにすごいことを、私は言いましたか。

宮崎委員どうぞ。

**【宮崎委員】**

日本保育協会の宮崎ですが、前回の策定の時に、1号、2号、3号と新しい表現の仕方をしていたと同時に、そのお子さんがどこにいますかということも、話題になっていたのではないかなと。1号と2号の中に幼児教育を希望する人と、その他という表現が、

追加の資料の中にも出ていたと思いますので。結局、1号のお子さんと、幼児教育を希望するお子さんは、どこにいるのかということで、その子は幼稚園にいるよねということで、確か、6ページの1号認定のところを集めたような記憶があるのですけれども。その中で、話にも出ていましたとおり、幼稚園に入るけれども、幼児教育を望んでいるけれども、長時間の保育を望んでいるという方が、7ページの資料の中の14,848という数字です。これを1号の中に包含していいだろうか、数字が、かえって見づらくなるのではないかとということであれば、やはり、もともとの数字の組み立てとして、その子はどこにいるのかと考えたら幼稚園ですよ。そうだとすれば、幼稚園の中の数字の見込みの、括弧の中で書かれている方がいいのかもしれないけれども、その方は長時間の保育を望まれているということですので、どこか注記で、長時間保育を望んでいる方が、その中に一定数いて、それが14,848と分かるような形でもいいのかなと思います。

ただ、よく分からなかったのが、7ページの預かり保育が、2号認定の中で5,640ですが、6ページも3歳以上の2号に5,640というのは、このお子さんはどこでの預かり保育を望まれているのかが分からなかったのです。保育園では預かり保育はないと思いますので、延長とも異なっているはず。これが、幼稚園にいる方ということであれば隣の4,489に付随する数字なのかなという気がしたので、教えていただければと。

**【子ども子育て支援課 高木主査】**

4ページをご覧ください。計画掲載イメージの留意事項で、幼稚園及び預かり保育は、2の③に書かれています。国の手引きでは、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により、保育を必要とする子どもの預かり保育ニーズに適切な対応が可能と判断できる場合は、幼稚園及び預かり保育ということで2号の確保方策に計上できると示しているため、2号の預かり保育という欄が存在しています。

**【宮崎委員】**

そうすると、上の数字の47,063に対する5,640ではないということですか。

**【子ども子育て支援課 高木主査】**

47,063に対しては、認定こども園、幼稚園、保育所の49,799に入るか、預かり保育の5,640か、認可外などありますけれども、そこで対応することになります。

**【宮崎委員】**

分かりましたというところですが、複雑ですね。

**【松本会長】**

いずれにしても、縦の欄は数字が対応していないということですね。これを横に見て縦の欄で合わせていくということは、かなり複雑な作業だということなので、どちらを取るにしても、注記でここにはどういうものがどれだけ含まれているとか、こういう場合は、ここにいるということ、数字も入れて書いておかないと、我々すら分かりにくいという話をしているので。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

ただいまのお話ですけれども、会長がおっしゃったとおりで、先ほども申し上げましたが、どちらかの形で、分かりやすさという部分で備考欄に注意書きを付して整理をしたいと思います。現行か国ベースのどちらにするかは持ち帰って検討して、パブコメの準備を進めたいと思います。

**【松本会長】**

分かりました。現行だと、56,472のところから14,848が含まれるということに記載するということですね。具体的にどこが対応するかは、別途説明に記載するというのでよろしいですね。7ページなら、別途の説明をどこかに記載していただいて、かつ、縦の数字がどこを足すとどうなるのかということ、分かるようにレイアウトで工夫していく形になりますか。それを作っていただいて、どちらの方が見たときに分かりやすいかということで、注記はいくつか入ると、特に縦のどこがどう対応するのかということに記載していただくということによろしいですか。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

はい。

**【松本会長】**

他いかがでしょうか。それでは、色々ご意見をいただきまして、こういう形でご提案というよりは、もう少し工夫していただいて、パブコメを進めていきたいと思います。そういう確認で、事務局の方も仕事が増えて大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

審議 2

それでは、お約束の時間が19時ということですが、若干時間を延長して審議することを前提に、審議事項の2に入りたいと思います。10分から15分位の延長をさせていただければと考えております。事務局からお願いいたします。

**【子ども子育て支援課 高木主査】**

「保育所及び認定こども園における保育士等の配置に係る特例の見直しの方向性について」説明させていただきます。

先月11月に、市町村、保育所、事業者、関係団体の皆様に対して、追加調査を実施し、その結果が資料の2ページ以降です。

2ページをご覧ください。市町村からの調査結果です。政令中核市を除く176市町村に、特例配置の見直しに関する調査を実施し、設問は1番から5番で特例の見直しについての賛否の意見をいただいたところです。1番は、特例の対象となる保育所が現在、待機児童が発生している市町村に限定されておりますので、待機児童の有無に関わらず特例が活用できるようにしてほしいということに対する意見です。2番は、特例の適用期限

で、待機児童の解消から1年間に限定していますが、その適用期限の撤廃に関する意見です。3番は、特例配置できる従事者を北海道では子育て支援員と家庭的保育者のみに限定しております。従事者の範囲について、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にあるものを対象とすることに対する意見です。4番は、特例実施のための手続きが煩雑なので、簡素化することに対する意見です。5番は、特例の実施が、保育士の労働環境と処遇改善に悪影響が生じる可能性がありますので、むしろ廃止することに対する意見です。1番から5番の傾向としては、賛成が多い結果ということになりました。意見なしというところは、実際に潜在待機や待機児童が発生していなくて、特例の活用をあまり検討されていない市町村が相当数あったという調査結果になっています。

次に、3ページをご覧ください。事業者からの調査結果で、保育所と認定こども園の事業者に対して調査を実施し、102人の事業者からの回答をいただいております。事業者からの回答も、基本的には待機児童の有無の要件については、要件を緩和して欲しいという意見が多かった結果となっています。賛成意見が多かったのは、やはり地方で人材不足が深刻だという意見が多かったところです。逆に、反対意見としては、保育士が国家資格にも関わらず、研修を受けるだけで代替できたり立場が与えられるのは、保育を軽視していると思われるなどの意見があったところです。

次に、4ページをご覧ください。関係団体からの調査結果です。4団体の方から回答をいただいておりますが、結果として賛否がほぼ半分という結果でした。

これらの調査結果を踏まえて、1ページに見直しの方向性を記載しています。そもそも、平成28年度から特例を開始していますが、当初の考え方は、待機児童対策として保育の受け皿拡大に取り組む中、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することによって担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善を図るために特例を実施するものでした。

次に、直近の状況を踏まえて、現状と課題を4つ整理しています。利用児童、保育所や定員数は、年々右肩上がり増加していますが、待機児童や潜在的待機児童は解消されておらず、最近では増加傾向にあります。次に、待機児童の発生の最大の要因は、やはり保育士不足となっており、待機児童が発生していない保育所でも、受け入児童の増加や新制度への対応など事務が煩雑化していることなどがあり、保育士の業務負担は年々増加しており、待機児童が発生しているところは特にですが、保育士の離職が深刻な状況になっています。次に、特例導入の際に質が懸念されるということで、待機児童が発生している地域に限定してきたところですが、この特例は保育士の最低の配置基準を基本的には満たした上で、朝晩など限定的な時間に適用があり、実際の指導監査でも、特例の実施状況を見ている中では、今のところ大きな事故や問題は聞こえてきておりません。最後に、令和元年10月から無償化が始まっていますが、この影響により、例えば1号認定から2号認定に移るなど、より長時間の保育を希望する保護者が増加傾向にあるという話が聞こえてきています。今まで以上に、保育士さんの負担の増加が懸念されるということで、国も進めているワークライフバランスの実践と相まって、処遇改善というのは喫緊の課題であるという認識です。

こういった現状や課題を踏まえて、下の四角に見直しの方向性を記載しています。次期計画期間におきましても、引き続き特例の実施が必要であり、子育て支援員をはじめ

とした保育従事者の活用を希望する事業者が増えていることも、調査の中で分かってきたところです。地域に限定することなく特例が実施できるような要件緩和を図る一方、保育所の処遇改善の取組を進めていきたいと考えています。例えば、この3つです。処遇改善等加算ということで、賃金の改善をした保育所に対して加算制度が拡充されています。処遇改善ⅠとⅡがあるのですが、これを取得している保育所ですとか、ICTの活用などで保育作業の負担軽減に取り組んでいるですとか、子育て支援員の業務内容を明確にして保育の質に影響がないようにしているですとか、新しい要件設定というのを検討したいということが1件です。次に、保育の質の低下に繋がらないように特例で配置した子育て支援員の活用で、一部の市町村で先進的に取り組んでいる事例がありますので、事例を踏まえ、情報収集しながら周知をしたいと考えています。また、既に働いている子育て支援員を対象としたフォローアップ研修を、来年度以降、検討していきたいと考えています。説明は以上です。

#### 【松本会長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありませんか。

議論の前提ですけれども、こういう方向性で良いかということと、良いということであれば要件の設定ということ自体は、ここで具体的にご提案があるというわけではなくて、あくまで例示ですね。この件について議論をしていきたいということです。

木村委員お願いします。

#### 【木村委員】

方向性について見直しをしていただいたことを、心から感謝申し上げます。アンケートも、さらに充実して確認をしていただいたのかなと思っています。市町村の中での、意見なしがこんなにも多いのかということが正直なところでは、保育の実施責任は市町村にあるにも関わらず、本当に実態や現場を分かってくれているのかなというのが、正直に思っているところです。現場としての特例の見直しを行ってほしいという声と、その間に、すごく乖離があるということが、実は非常に怖いことだと考えています。

一生懸命やって、市町村は保育の責任者なので作ったけれども、そこに保育者はいないという状況ですとか、現実には子供たちの数も減っていますが、人口が減少して産むことができる女性の割合もどんどん減っている中で、本当に市町村の責務は果たせているのでしょうか。そこを一つ一つ市町村は見ていますかということが、このアンケートからすごく気になることです。

配置基準については、内閣府の経営実態調査の速報値でも、保育所については17人位の定員から保育士が現在は24名位いたり、幼稚園についても9名が14名であったり、認定こども園については15名のところが26名いたりということで、それぞれ手厚くしながらも保育をしている実態があります。そこに資格という部分では、本当に減ってきている中で、どうやって充当したらいいかっていうところでの支援員という制度があったりしていますから、特例については、現場を見ていただきながら、さらに質が高まるような体制も整備しながら、数が絶対少ないので、ここは見直しを長期的な視野を持って対応をお願いしたいなと思っています。以上です。

【松本会長】

他にご意見はありませんか。品川委員、宮崎委員お願いします。

【品川委員】

今の木村先生のご発言で思い出したのですけれども、本学で支援員研修を始めた時に支援員講座を受ける方は実習が必要で、できるだけ受けられる方が通いやすいように、地元で実習先を確保したいと思って、実習先を確保する時に市町村に協力をいただければということになりました。事務局から市町村に連絡をして協力してもらってという話をして進めていたのですけれども、やはり、すごく協力的な市町村と、全く知りませんというような市町村がありました。保育者の確保というのは、市町村にとってすごく大事なことだと思いますので、ぜひ、今後進める中で市町村には協力してもらって、そのまの保育をどうするかということと一緒にやっていけるような形にさせていただけるように、道からも呼びかけていただけるとありがたいなと思いました。

【宮崎委員】

日本保育協会の宮崎です。私は、旭川の保育の代表をしております、旭川は3年前から独自に支援員を養成していて、年2回、大体100名超の人数で、もう600名近く輩出しております。今年の4月の状況で旭川の保育団体が調査したところ、普通の常勤とパートタイムがいますが、約1300名位の保育士に対して支援員が約130名位、既に動いているということで、今年の4月の待機児童はゼロでした。定員を増やした園がたくさんあるのですけれども、待機児童を発生させることなくできたのは、支援員の活用のおかげだと思っております。今現在は、支援員の立場のままキャリアアップ研修も受講する者もおりますし、働きながら支援員から保育士の資格取得に向かっている者もおります。中には支援員を辞めて保育士になりますという職員もいたので、ちょっと肩透かしでしたが、そういう形で支援員から保育士になることですか、そして保育所のスタッフとして働いてくれて何が良かったのかということ、待機児童を出さなかったということが何よりだったかなと思っております。

私の園に以前、道議会の先生方が視察で、支援員を雇っているのですね、ということでおいでのようになったのですが、ここのアンケートにもあるように、やはり事故が起きるのではないかとということが取りざたされている時もありました。これに関しては、やはり園のリスクマネジメントというか、体制を構築するということが第一義にあって、支援員の方に保育をさせようというのが間違いで、支援員と保育士の関係は、看護師と看護助手の関係をイメージしていただくのが一番いいのではないかなと思うのです。看護師が足りないという時に、看護師にリネンとか食事の介助までお願いしたら、当然看護師でなければならない仕事ができなくなってしまう。だからそこは切り分けて、看護助手の方でもしていただける仕事をしていただくからこそ、看護師が看護師でなければならない仕事に重点特化できるわけです。そのおかげで、看護の質が下がったという病院は、残念ながら私はお聞きしたことがないです。看護師と准看護師、それから看護助手、色々な階層の中で仕事が行われている医療の現場も参考にしながら、保育士と支援員、そうではなくてお手伝いに来られている方がいるかもしれません。きちんと、そういう方々の切り分けをしながら、仕事を分担しながらすることで、保育園に入れたい、

認定こども園に入れたいという、子どもが入ることができるという環境を、まず作っていくことこそが第一義的なのかなと思っております。

また、木村委員からもあったように、市町村の温度差というのが、余りにもひどすぎます。それと残念なことではありますが、振興局でも温度差があるところがありますので、ここがうまく回っていただかないと、駄目なのではないかなという気がします。今のところ特例ですので、待機児童がいなければ使えないという前提で動いていますので、ここを緩和していただく、撤廃していただかないと、継続的に使うという前提に立ち得ない。そうすると、保育士の仕事というのは、今、処遇改善ⅠⅡということでどんどん上がってはいるのですが、ハードワークの部分を変えていかないと、働き方改革にいわれるまでもなく、休みが取れない。何々をしなければならない、あれもこれもしなければならないというところを見直していただくためには、やはり支援員なり、とにかく現場に人手を入れていただいて、保育の仕事が子どもたちをきちんと見られるようになって、良くなったよというところが伝わらないと、保育士を離職した方々に、もう一度現場に戻って来て下さいとは、なかなか言えないのではないかなと。そういう意味でも、やはり、待機児童がいるかないかということに縛られずに、支援員等については継続雇用できる体制を道庁は改革していただいて、各市町村にこれを伝えていただきたいなと思っております。

旭川では、支援員を要請しているところから含めて、研修体制もフォローアップ研修を年2回行うと同時に、乳幼児の研修、それから障がい児の研修、運動遊びの研修など設けていますが、興味のある人は全て出なさいと呼びかけております。そういう研修体制の組み方というのが、必ず必要になってくるのかなと思っております。よろしく願いいたします。

#### 【松本会長】

ご意見は、道のご提案の方向を了承した上でのご意見と理解しておりますが、それでよろしいですね。

他にいかがでしょうか。白井委員、お願いします。

#### 【白井委員】

支援員の活用の条件の中に、ハローワークに求人票を出しているかどうかというのがありまして、つまり求人票を出し続けていなければ、支援員が活用できないのです。朝2時間、夜2時間の保育士資格者を募集していますということを、ハローワークに出して、そのコピーを出さないと支援員の活用ができないです。どうしてもシフトが回らないので支援員を活用するというシフト表を提出しなければ、活用できないという、本当に事務の手続きが大変なのです。それとプラスで、待機児童がいるということで、かなり活用のハードルが高いのかなと思うのです。現在、保育者数は、基準上は足りているけれども、もっと子どもに手厚くするですか、保育者の仕事を助けるという意味で、支援員を積極的に活用していきたいなと思って活用しているので、手続き上もう少し簡素化していただけるとありがたいと思います。うちの園では事務員が3人パートを含めているのですけれども、3人が3人とも子育て支援員の資格を取って、例えば朝7時に鍵を開けるとか、子どもが1人しか登園していない中で、事務員と保育者の2人で子

もを見守るという保育をしているので、保育者数が足りなくても、日によっては支援員がとても大切な時があるので、少しハードルを下げてくださいと思います。

**【松本会長】**

他よろしいでしょうか。ご意見がなければ、道のご提案ということは、基本的にこの場で反対意見がない形で了承されたということによろしいでしょうか。

その上で、私の意見ですが、皆さんのお話を聞きながら、資料を見ながらですけれども、ご提案に賛成という方向と、一定数は懸念ということも表明されている。懸念の中身は、保育の質の低下、あるいは、このこと自体がかえって保育士を確保することにモチベーションを下げるのではないかということなのかと思います。基本的には、これは何のためにやるかということ、保育者を確保する、労働条件を良くする保育の質を上げるということが基本的な目的かと思うので、その確認が常に大事だと思います。

今、木村委員がおっしゃったように、市町村の温度差があるということは、これは支援員を活用するかどうかではなくて、保育そのものをどうするかということの関心の高さ低さかと思います。また、マネジメントの話も出ましたけれども、同じ園の中に、いくつかの職務が出ますと、問われるのは園のマネジメントだと思います。関心の低いところで、マネジメントがきちっとされてないところが、これを不用意に使うということになるという懸念があるのだと思います。そのところは、各市町村が保育に対して関心を寄せて責務を果たすという姿勢の中で園のマネジメントをどうするのかと、良い活用方法の周知というのもありましたけど、こういうことはとても大事になってくると思います。この懸念というものが懸念ではないような形でというのは、一定のやり方があるかと思います。そのところは、道としてもきちっと認識されて進められるということをつかき、保育現場のマネジメントと自治体の責務ということの確認ということが、セットになって出て行くということが大変大事なことから、お聞きしながら考えておりました。私個人の、感想と意見でございます。

それでは、この件についても、ご提案の形でご了承いただいたということです。この条件についてはまた改めて、目的に沿った形で条件が分かるように、それは、保育所だけでなく自治体に対するメッセージでもあると思うのです。そこも踏まえてご検討いただければと考えております。

それでは、若干の時間が延びましたけれども、これで本日の会議を終了したいと思います。事務局にお返しします。

閉 会
-----

**【子ども子育て支援課 菊谷主幹】**

松本会長、各委員の皆様、ありがとうございました。それではこれをもちまして第3回目の子ども子育て支援部会を終了させていただきます。引き続き皆様にはご協力下さいますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。